

社会福祉法人アテナ会

特別養護老人ホームアテナ

重要事項説明書

利用契約書

指定介護老人福祉施設

重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設サービス)

当事業所はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおりご説明いたします。

1. 事業者

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 アテナ会 |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市保免中三丁目 3 番 23 号 |
| (3) 電話番号 | (089) 905-6622 |
| (4) F A X 番号 | (089) 905-6511 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 渡邊 学 |
| (6) 設立年月 | 平成 17 年 12 月 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護老人福祉施設事業所
平成 18 年 12 月 1 日指定 愛媛県第 3870106238 号 |
| (2) 施設の目的 | 当法人が行う指定介護老人福祉施設サービスは、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築きながら、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。 |
| (3) 運営の方針 | 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努めます。施設は明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |
| (4) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム アテナ |
| (5) 事業所の所在地 | 愛媛県松山市保免中三丁目 3 番 23 号 |
| (6) 電話番号 | (089) 905-6622 |
| (7) 管理者氏名 | 村上 潤 |
| (8) 開設年月日 | 平成 18 年 12 月 4 日 |
| (9) 利用定員 | 80 名 (8 ユニット、1 ユニットあたり 10 名) |

3. 施設の概要

(1) 建築物

建築物	構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建（耐火建築）
	延床面積	7053.72 m ²

(2) 居室 全室個室（居室面積：15.47～19.05 m²）

(3) その他主な設備

一階 (2ユニット)	設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
	共同生活室	2	151.57 m ²	7.6 m ²
	浴室（一般・機械）	1	9.43 m ²	
	脱衣室	1	5.35 m ²	
	車椅子便所	2	7.33 m ²	
	介護職員室	1	17.98 m ²	
	介護材料室	1	16.21 m ²	
	リネン庫	1	8.71 m ²	
	事務室	1	24.87 m ²	
	宿直室	1	7.92 m ²	
二階 (6ユニット)	設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
	共同生活室	6	527.60 m ²	8.8 m ²
	洗濯・汚物処理室	3	35.62 m ²	
	浴室（一般・機械）	2	59.80 m ²	
	脱衣室	2	27.57 m ²	
	車椅子便所	6	22.20 m ²	
	多目的ホール	1	53.36 m ²	
	PT・OT 室	1	7.71 m ²	
	介護職員室	2	32.50 m ²	
	医務室	1	16.47 m ²	
	リネン庫	3	31.30 m ²	
	職員トイレ	2	2.38 m ²	

4. 職員の配置状況及び職務内容

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格等	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
管理者		1名			1名
生活相談員	社会福祉士等	1名		1.0	1名
介護職員	介護福祉士等	32名	8名	39.2	34名
看護職員	看護師等	3名		3.0	3名
機能訓練指導員	准看護師	1名		1.0	
栄養士	管理栄養士等	2名			
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1.0	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<職務内容>

・管理者

施設の業務を統括する。管理者に事故があったときは、事務長が管理者の職務を代行する。

・生活相談員

入所者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

・介護職員

入所者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

・看護職員

入所者の看護、保健衛生の業務に従事する。

・機能訓練指導員

入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

・栄養士

給食管理、入所者の栄養指導に従事する。

・介護支援専門員

入所者の介護支援に関する業務に従事する。

<主な職員の勤務体制>

職種	勤務体制	備考
生活相談員	平常勤務 08時30分～17時30分	
介護職員	早出勤務 07時00分～16時00分	原則として日中は1ユニットに対し2名の配置となり、夜間は2ユニットに対し1名の配置となります。
	日勤勤務 08時00分～17時00分	
	遅出勤務 12時00分～21時00分	
	夜間① 17時00分～09時00分	
	夜間② 21時00分～07時00分	
看護職員	早出勤務 08時00分～17時00分	
	日勤勤務 09時00分～18時00分	
	遅出勤務 10時00分～19時00分	
機能訓練指導員	平常勤務 08時30分～17時30分	
介護支援専門員	平常勤務 08時30分～17時30分	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

(1) 利用料金が介護保険の給付対象となるサービス

(2) 利用料金が介護保険の給付対象とならないサービス

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事介助（食事代は別途ご負担いただきます。）

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（朝食）08時00分～09時00分

（昼食）12時00分～13時00分

（夕食）18時00分～19時00分

② 入浴介助

- ・ 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用してお入浴いただけます。

③ 排せつ介助

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員による日常的な健康管理を行います。

⑥ 相談、援助等

- ・ 生活相談員が、ご契約者からの各種相談に応じ、必要に応じて適切な援助を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金1（1日あたり）>

次の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利 用 料 金	施 設 介 護 費	6,520 円	7,200 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
	看 護 体 制 加 算（Ⅰ）口	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）口	180 円	180 円	180 円	180 円	180 円
	個 別 機 能 訓 練 加 算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
	合 計	6,860 円	7,540 円	8,550 円	9,260 円	9,950 円
1	割 負 担	686 円	754 円	855 円	926 円	995 円
2	割 負 担	1,372 円	1,508 円	1,710 円	1,852 円	1,990 円
3	割 負 担	2,058 円	2,262 円	2,565 円	2,778 円	2,985 円

＜サービス利用料金 2＞

サービスの種類	利用料金	サービスに係る自己負担額			備考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
外 泊 時 費 用	2,460 円	246 円	492 円	738 円	1 月につき 6 日まで
外泊時在宅サービス利用 費 用	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円	
初 期 加 算	300 円	30 円	60 円	90 円	入所日から 30 日間
療 養 食 加 算	60 円/回	6 円/回	12 円/回	18 円/回	
経口維持加算Ⅰ	400 円	400 円	800 円	1200 円	月 1 回のみ
看 取 り 介 護 加 算	720 円	72 円	144 円	216 円	死亡日 45 日前～31 日前
看 取 り 介 護 加 算	1,440 円	144 円	288 円	432 円	死亡日以前 4-30 日
	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	死亡日前日及び前々日
	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	死亡日
個 別 機 能 訓 練 加 算Ⅰ	200 円	20 円	40 円	80 円	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60 円	6 円	12 円	18 円	1 日につき

＜サービス利用料金 3＞※以下のサービス加算については支給限度額管理の対象外です。

	1 回あたりの利用料金	サービスに係る自己負担額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定金額の 8.3%	左記利用料金の 1 割又は 2 割、もしくは 3 割
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定金額の 2.3%	左記利用料金の 1 割又は 2 割、もしくは 3 割
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定金額の 1.6%	左記利用料金の 1 割又は 2 割、もしくは 3 割

注：生活機能向上連携加算は、医療提携施設の理学療法士等が当該事業所を訪問し、職員と共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成した場合に加算されます。

注：外泊時費用は、入院又は外泊時において、初日及び最終日を含まず備考通りに加算されます。外泊時に在宅サービスを利用される場合の加算額は変わります。

注：初期加算は、入所した日から起算して備考通りに 1 日につき加算されます。

注：療養食加算は、病状等に応じ、主事の医師より疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づいた治療食が提供される場合に加算されます。

注：看取り介護加算は、医師から看取りと診断され、看取り介護の同意を頂いてから、備考通りに加算されます。

注：個別機能訓練加算は、常勤の機能訓練指導員を配置し、利用者ごとに個別機能訓練計画

書を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合に加算されます。

注：サービス提供体制強化加算Ⅲは、指定介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上であること。定員超過利用・人員基準欠如に該当しない場合に加算されます。

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うことになります。（償還払い）
- ご契約者に提供する食事に要する費用は別途いただきます。
- 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ① 居 住 費 1 日あたり 2,620 円

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
負担限度額認定者	820 円	820 円	1,310 円	2,620 円

- ② 食 事 代 1 日あたり 1,445 円（朝 303 円 昼 585 円 夕 557 円）

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
負担限度額認定者	300 円	390 円	① 650 円	1,445 円
	—	—	② 1,360 円	—

- ③ 特別な食事の提供 実費

- ④ レクリエーション、クラブ活動 クラブ活動材料代等の実費

- ⑤ 理美容サービス 実費（業者へ直接お支払いいただきます。）

- ⑥ 預かり金の管理 ご契約者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。

1. 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている場合。
2. お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関への届出印、年金証書等
3. 保管管理責任者：管理者
4. 利 用 料 金：通帳等 1 冊につき 1 月あたり 1,000 円

- ⑦ インフルエンザ予防接種 実費

- ⑧ 定期健康診断 施設負担

- ⑨ 複写物の交付 1 枚につき 10 円（カラーは 1 枚 50 円）

- ⑩ クリーニング（入所者の希望で個別に取り継ぐ場合） 実費

- ⑪ 個別の通院付添等 20 分まで 1,500 円、30 分まで 2,100 円（その他、別紙料金表参照）

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 ヶ月以上前までにご説明を書面にて行います。

(3) 利用料金の請求とお支払い

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用回数及び金額を記載した請求書を利用月の翌月 15 日までに送付させていただきます。

支払いについては、毎月 20 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に当事業所が指定する金融機関からの自動口座振替によるお支払いをお願いいたします。口座振替手数料は当事業所がご負担させていただきます。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

① 協力医療機関

医 療 機 関 の 名 称	医療法人ミネルワ会 渡辺病院
所 在 地	松山市空港通 7 丁目 13-3
診 療 科 目	肛門科、外科、内科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、胃腸科、循環器課

② 協力歯科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	愛歯科
所 在 地	松山市余戸南 4 丁目 9-13
診 療 科 目	歯科

③ 協力皮膚科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	大塚皮膚科
所 在 地	松山市南江戸 3 丁目 4-36
診 療 科 目	皮膚科

④ 協力歯科医療機関

医 療 機 関 の 名 称	天山歯科クリニック
所 在 地	松山市天山 2 丁目 4 番 17 号
診 療 科 目	歯科

6. 施設の利用に関する留意事項

- 来 訪 ・ 面 会：来訪者は、面会時間（8：30～21：00）を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。
- 外 出 ・ 外 泊：外出・外泊を予定されている場合は、必ず職員に申し出てください。
- 医療機関への受診：協力医療機関等への受診は原則として職員が対応します。
ただし、特定の医療機関を指定される場合などにはご家族での対応をお願いする場合がございます。
- 居室・設備・器具の利用：施設、設備等を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状回復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 迷 惑 行 為 等：騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 動 物 飼 育：ペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。
- 宗教活動・政治活動等：当事業所の職員や他の入所者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○ 飲 酒 ・ 喫 煙：居室での飲酒はできません。また施設内は全館禁煙となっております。館内での喫煙はできません。

7. 苦情の受付について

(1) 当該事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） [職名] 生活相談員 [氏名]

受 付 時 間 08 時 30 分～17 時 30 分

また苦情受付ボックスを各階のエレベーター前に設置しております。

【苦情対応の手順】

① 苦情受付→②苦情受付の報告・確認→③話し合い・解決案の調整→④苦情対応の確認・記録→⑤報告・公表

(2) 行政機関その他苦情受付機関

松 山 市 役 所 介 護 保 険 課	所 在 地 松山市二番町 4 丁目 7-2 電話番号 089-948-6968 受付時間 毎週月曜日～金曜日 08 時 30 分～17 時 15 分
愛 媛 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所 在 地 松山市高岡町 101-1 電話番号 089-968-8700 受付時間 毎週月曜日～金曜日 08 時 30 分～17 時 15 分
愛 媛 県 福 祉 サ ー ビ ス 運 営 適 正 化 委 員 会	所在地 松山市持田町 3 丁目 8-15 電話番号 089-998-3477 受付時間 毎週月曜日～金曜日 09 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 30 分

8. 緊急時の対応について

サービス提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、協力医療機関等へ連絡をいたします。

主 治 医	所 在 地			
	氏 名		電話番号	
ご 家 族	住 所			
	氏 名		電話番号	
協力医療機関	病 院 名	医療法人ミネルワ会 渡辺病院		
	所 在 地	松山市空港通 7 丁目 13-3	電話番号	089-973-0111

9. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご契約者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

10. 身体拘束の制限

ご契約者へのサービス提供に当たっては、ご契約者又は他の入所者等への生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

もし行う必要が生じた場合は、その様態及び時間、その他やむを得ない理由をご家族へ説明し、文書にて同意を得るものといたします。

11. 非常災害対策

施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施します。

- 一 消火、通報及び避難訓練（年2回）
 - 二 消防設備、施設等の点検整備
 - 三 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
 - 四 その他防火管理上必要な業務
- 2 前項に規定する防火管理者は事務長（又はこれに代わる者）がこれを行います。
 - 3 1項一号の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行います。
 - 4 非常災害に関する具体的な計画については、立地条件等から個別に検討し、予想される災害の種別に応じて作成されるものとし、災害の種別ごとの計画の策定に当たっては、災害の特性を考慮したものとします。また、策定して計画に沿って避難計画を実施します。
 - 5 非常災害時にはライフラインが一時的に寸断される事態が予想されることから、非常事態に対応するため、非常食、飲用水、日用品の備蓄の確保に努めます。
 - 6 非常災害対策計画を事業所の見やすい場所に掲示する。

12. 入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご契約者及びそのご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後の円滑な再入所のために必要な援助を行います。但し、入院期間中であっても外泊時費用及び居住費をご負担いただく場合があります。

13. 秘密の保持等

- (1) 当事業所の従業者、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所では、ご契約者の医療上緊急のある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、予め文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご契約者又はご家族の個人情報を用います。

14. 第三者評価の実施：なし

15. 虐待について

(虐待防止)

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は擁護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、入所者又はその家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。また、看取りに関する指針の内容を説明しました。

事業所	所在地	愛媛県松山市保免中三丁目3番23号
	名 称	特別養護老人ホームアテナ
	説明者	職名
		氏名 _____ 印

指定介護老人福祉施設利用契約書

利用者 _____ 様（以下「甲」といいます。）と

事業者 社会福祉法人 アテナ会（以下「乙」といいます。）とは、

特別養護老人ホーム アテナ（以下「施設」といいます。）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

第1条 （契約の目的）

- 1 乙は、介護保険法令の趣旨に従い、甲がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。
- 2 乙が甲に対して実施する介護老人福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む。）（以下「施設サービス計画」といいます。）は、別紙「サービス利用書」に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第12条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 （施設サービス計画の決定・変更）

- 1 施設は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、甲及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- 3 乙は、6ヶ月に1回（※要介護認定有効期間）に1回、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更があると認められた場合には、甲及びその家族と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 乙は、施設サービス計画を変更した場合には、甲に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条 （介護保険給付対象サービス）

乙は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、甲に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条 （介護保険給付対象外サービス）

- 1 乙は、契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
 - 一 理美容サービス

- 二 甲の選定により行われるレクリエーション・クラブ活動
 - 三 預かり金管理サービス
 - 四 複写物の交付
 - 五 個別の通院付添等
- 2 前項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとします。
- 3 乙は第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条 (利用料)

- 1 甲は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付差額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を乙に支払うものとします。但し、甲が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項のほか、甲は居住費及び食事代と甲の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 4 第1項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該利用料金を変更することができるものとします。
- 5 前条第2項及び第3項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

第6条 (事業者及びサービス従事者の義務)

- 1 乙及び乙の従業者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 乙は甲の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師または看護師と連携し、甲から聴取・確認のうえサービスを実施するものとします。
- 3 乙及び乙のサービス従業者は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 乙は、甲が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 乙は、甲に対する介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、甲もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第7条 （守秘義務等）

- 1 乙は、介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する事項等を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- 2 乙は、甲の医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 乙は、第16条に定める甲の円滑な退所のための援助を行う場合に、甲に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて甲の同意を得るものとします。

第8条 （施設利用上の注意義務）

- 1 甲は、居室及び共用施設、をその本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 乙は、サービス実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、乙及び乙の従業員が甲の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることを認められるものとします。但し、その場合乙は甲のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 甲は、乙の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。
- 4 甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第9条 （損害賠償責任）

- 1 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第7条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を参酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第10条（損害賠償がなされない場合）

乙は、以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を負いません。

- 一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 甲がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを起因しない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 甲が、乙もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第11条（事業者の実施不能によらない事由によるサービスの実施不能）

乙は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の帰すべからざる事由により

サービスの実施ができなくなった場合には、甲に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第12条（契約の終了事由）

甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約の定めるところに従い乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 甲が死亡した場合
- 二 要介護認定により甲の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- 三 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第13条から第15条に基づき本契約が解約または解除された場合

第13条（甲からの中途解約等）

- 1 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに乙に通知するものとします。
- 2 甲が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

第14条（甲からの契約解除）

甲は、乙もしくは乙の従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 乙もしくは乙の従業者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- 二 乙もしくは乙の従業者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 乙もしくは乙の従業者が故意又は過失により甲の身体・財産・信用等を傷つけ、また著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が甲の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合

第15条（乙からの契約解除）

乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を発生させた場合
- 二 甲による、第5条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 甲が、故意又は重大な過失により乙又は乙の従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約

を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四 甲が3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

第16条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、甲が施設を退所する場合には、甲の希望により、乙は甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を甲に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護保険施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業所等の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第17条（入院に係る取扱い）

- 1 甲が病院又は診療所に入院した場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご契約者及びそのご家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、退院後の円滑な再入所のために必要な援助を行います。
- 2 甲が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、甲は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとします。ただし、入院期間が6日を超える場合には、甲は所定のサービス料金を支払う必要はありません。

第18条（居室の明け渡し-精算-）

- 1 甲は、第12条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第8条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 甲は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金を乙に対し支払うものとします。
- 3 甲は、第16条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

第19条（身元引受人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、甲に身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合には、この限りではありません。
- 2 身元引受人は次の責任を負います。
 - 一 甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるように協力すること。
 - 二 本契約が終了した場合、乙と連携して甲の心身の状況に見合った適切な受入先の確保につとめること。
 - 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

四 本契約第5条により生じた利用料金が甲より支払われない場合は、甲に代わって速やかに支払うこと。

第20条（一時外泊）

- 1 甲は、乙の同意を得た上で、1ヶ月に6日を限度として外泊することができます。この場合、甲は外泊予定日の3日前までに乙に対し申し出るものとします。
- 2 前項に定める外泊期間中において、甲は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額（自己負担分）を乙に支払うものとします。

第21条（苦情処理）

乙は、その提供したサービスに関する甲及びその家族からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第22条（虐待防止）

事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずる。

- 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業者又は擁護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

第23条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合には、松山地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第24条（協議事項）

本契約に定めのない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他関係諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議す

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙双方が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

私は、本契約に関する重要事項及び看取りに関する指針について書面にて説明を受け、内容に同意しましたので、本契約書に署名・捺印します。

甲（利用者） 住 所

氏 名 _____ 印
(署名代行者)

乙（事業者） 所在地 愛媛県松山市保免中三丁目3番23号
法人名 社会福祉法人 アテナ会
施設名 特別養護老人ホーム アテナ
代表者 理事長 渡 邊 学 印

身元引受人1 住 所

氏 名 _____ 印
(本人との関係)

身元引受人2 住 所

氏 名 _____ 印
(本人との関係)

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲で利用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスを提供するにあたって、施設内で開催される会議において、入所者の状態、家族の状況等を把握するために必要な場合。
- (2) 上記（１）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 関係市町村等への代行申請のために必要な場合
- (4) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行った際、医師・看護師等に説明する場合。
- (5) 機関紙、パンフレット等における写真、氏名等を掲載する場合

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 施設又は関係市町村
- (2) 病院又は診療所

3 使用する期間

サービス提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最低限で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人アテナ会

特別養護老人ホームアテナ 管理者殿

住 所

入所者

氏 名 印

(署名代行者 印)

住 所

ご家族

氏 名 印

